

国民健康保険税の減免申請を検討されている方へ (新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した場合)

新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年中の収入が減少する見込みの方は、以下の要件に該当する場合、保険税の減免を受けることができます。

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる世帯のうち、次のすべてを満たす世帯。

要件1. 主たる生計維持者の、事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかの収入が、前年に比べ、10分の3以上減少していること。

要件2. 世帯の主たる生計維持者の前年の所得の合計額が1,000万円以下であること。

要件3. 世帯の主たる生計維持者の、減少が見込まれる収入にかかる所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

申請に必要な書類（令和3年度分の減免申請をする場合）

(1) の場合

国立市国民健康保険税減免申請書

医師の診断書

死亡の場合は死亡診断書

(2) の場合

国立市国民健康保険税減免申請書

調査票（別紙1）

令和3年中の収入見込み額がわかる資料

用意が難しい方は、「令和3年中収入見込み額申告書（別紙2）」を記入してください。

令和3年1月から直近までの収入がわかる書類

事業収支の帳簿や給与明細等

令和2年中の所得がわかる書類

令和2年分の確定申告書控の写し、給与の源泉徴収票等

前年に国や都より受けた給付金（持続化給付金等）の額がわかる書類

（該当する場合のみ）令和2年分の確定申告時の資料や通帳の写し等

収入の減少額のうち、保険金や損害賠償等により補填されるべき金額がわかる書類

（該当する場合のみ）保険契約書等

事業等の廃止や失業したことがわかる書類

（該当する場合のみ）廃業等届出書や事業主の証明等

要件に該当する見込みの方は、以上の書類をご用意の上、納期限までに国民健康保険係までご郵送ください。減免申請の結果は、申請日から約1ヶ月以内に文書にて通知いたします。

【お問い合わせ先】 国立市役所 健康福祉部
健康増進課 国民健康保険係
電話：042-576-2124（直通）